

第2期
島原市子ども・子育て支援
事業計画(令和2~6年度)
— 概要版 —
~とことん子育てにやさしいまち しまばら~



島原市公式キャラクター
「しまばらん」

令和2年3月
島原市

はじめに

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」であり、すべての子どもと子育て家庭を対象として、島原市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

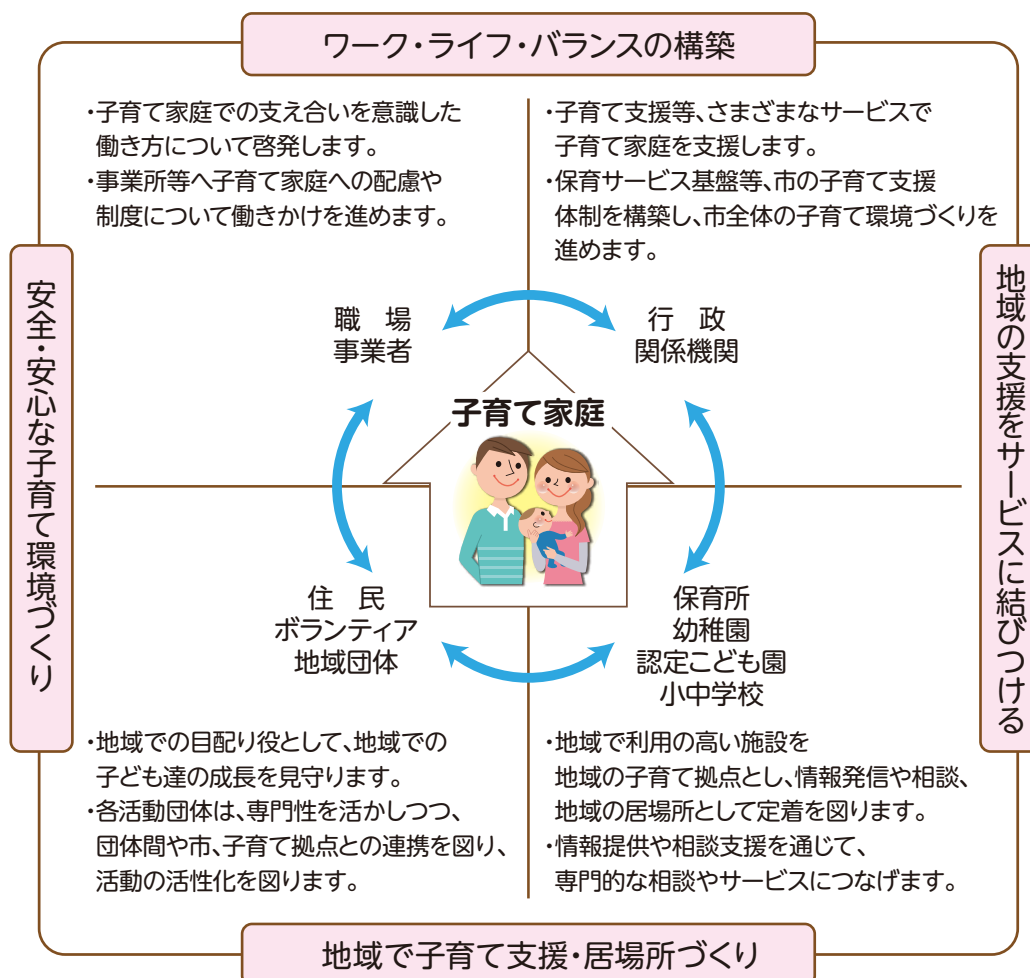
また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」の内容を盛り込み策定するものです。

計画の基本理念

安心して子どもを生み育てることができる、
とことん子育てにやさしいまちづくり

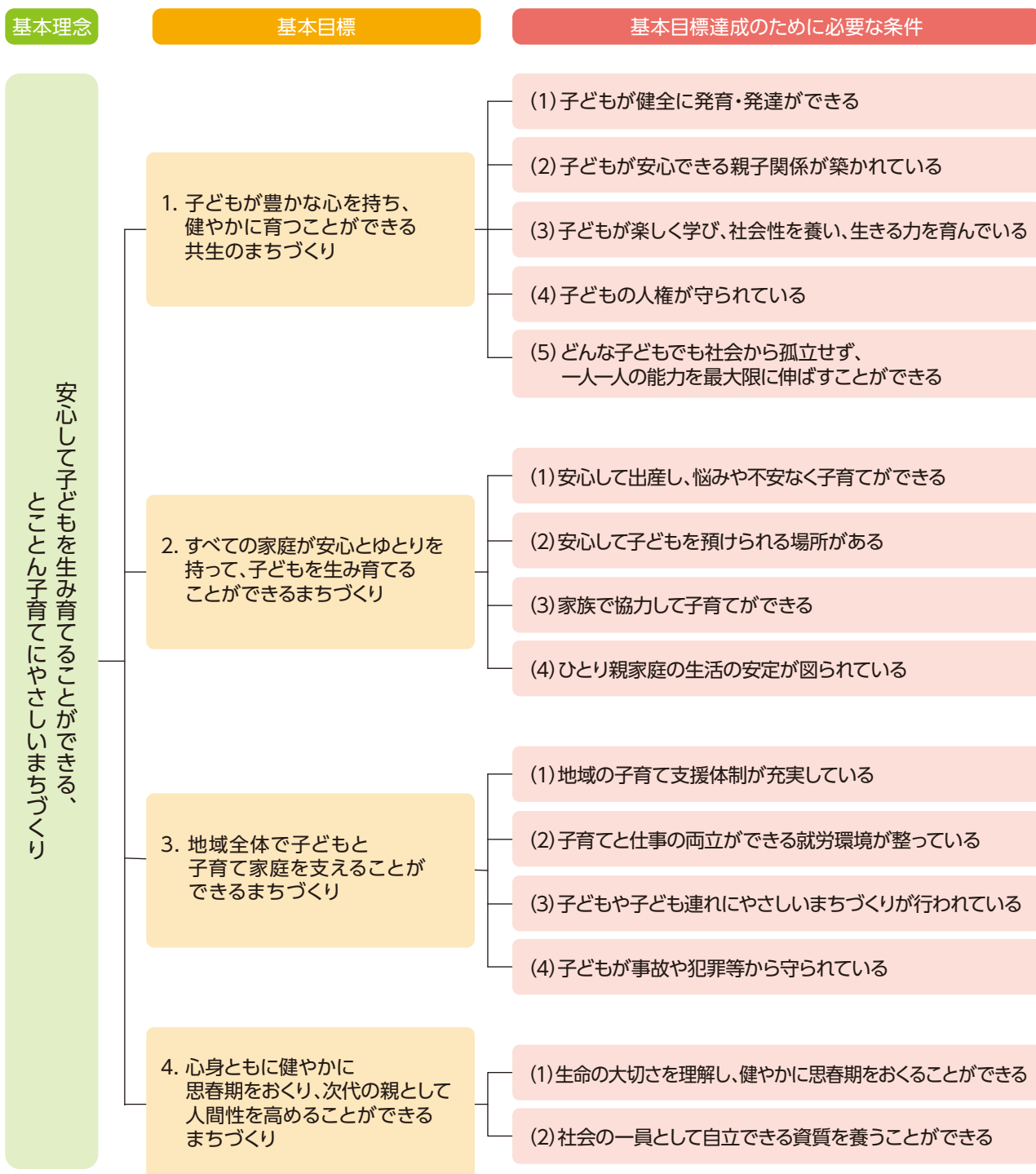
子育ての喜びや楽しさ、苦労をともに分かちあい、地域全体で子育てを支援し、子ども・子育て家庭・地域がともに成長していけるよう、「安心して子どもを生み育てることができる、とことん子育てにやさしいまちづくり」を推進します。

■市全体で支え合う子育て支援のイメージ



基本目標と施策体系

計画の基本理念を実現するために、市と市民がめざすまちの姿を、①子ども、②子育て家庭、③地域社会、④次代の親づくりという視点から設定した4つの基本目標と、その目標達成のために必要な条件を掲げ、施策の体系としました。



基本目標達成のための取り組み

基本目標1 子どもが豊かな心を持ち、健やかに育つことができる共生のまちづくり

(1) 子どもの健全な発育・発達を確保するために

【主な取り組み】

- 乳幼児健康診査の充実
- 予防接種の推進
- 歯の健康づくりの充実
- 疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進
- 多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備
- 食育の推進
- 育児相談

(2) 子どもが安心できる親子関係を築くために

【主な取り組み】

- 子どもが安心できる親子関係を築くことの大切さの啓発
- 親子のふれあいの場の提供



(3) 子どもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育むために

【主な取り組み】

- 教育内容の充実
- 体験的な学習機会の拡充
- 児童会や生徒会活動等の充実
- 子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供
- 子ども会活動の活性化
- ボランティア活動の参加促進
- 地域への愛着を高める活動の促進
- 読書活動の推進

(4) 子どもの人権を守るために

【主な取り組み】

- 子どもの人権に関する市民意識の啓発
- 児童虐待の予防及び早期発見
- 児童虐待防止対策の充実
- いじめの解消
- 子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実
- 不登校児童生徒への対応の充実



(5) どんな子どもでも社会から孤立せず、一人一人の能力を最大限に伸ばすために

【主な取り組み】

- 障がい児理解のための啓発
- 療育相談支援体制の充実
- 障がい児保育等の充実
- 教育相談・就学指導体制の充実
- 特別支援教育の充実
- 交流学习等の推進
- 心身障がい児とその家族に対する支援の充実

基本目標2

すべての家庭が安心とゆとりを持って、
子どもを生み育てることができるまちづくり



(1) 安心して妊娠し、悩みや不安なく子育てをするために

【主な取り組み】

- 母子健康手帳の交付と妊婦健康診査の受診勧奨
- 子育てに関する相談支援と情報提供・学習の場の充実
- 産前産後ママサポート・産後ケア事業の推進
- 子育ての仲間づくりの促進
- 家庭教育プログラムの推進
- 福祉医療費の助成
- 保育料の負担軽減
- すこやか赤ちゃん券の交付
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業

(2) 安心して子どもを預けられる場所を確保するために

【主な取り組み】

- 保育ニーズに応じた保育サービスの充実
- 放課後児童対策の充実
- 病児・病後児保育、休日保育などの充実
- 行政主催のイベント等への託児コーナー設置
- 保育所施設及び環境の整備
- 幼稚園教諭・保育士等の資質向上



(3) 家族で協力して子育てをするために

【主な取り組み】

- 男性の育児への積極的参加の促進
- 男女共同参画意識の啓発
- 祖父母に対する啓発

(4) ひとり親家庭の生活の安定を図るために

【主な取り組み】

- ひとり親家庭に対する相談体制・情報提供の充実
- ひとり親家庭に対する生活支援の充実
- ひとり親家庭に対する就業支援の充実
- ひとり親家庭等に対する経済的支援の充実



基本目標3 地域全体で子どもと子育て家庭を支えることができるまちづくり

(1) 地域の子育て支援体制を充実させるために

【主な取り組み】

- 地域情報提供体制の整備・充実
- 子育て支援ネットワークの推進
- 地域の交流ができる場の拡充
- ココロねっこ運動の推進
- 地域子育て支援拠点事業
- ファミリーサポートセンター事業



(2) 子育てと仕事の両立ができる就労環境を整備するために

【主な取り組み】

- 育児休業制度の活用促進の啓発
- 子育てしやすい職場環境づくりの啓発
- 出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実

(3) 子どもや子ども連れにやさしいまちにするために

【主な取り組み】

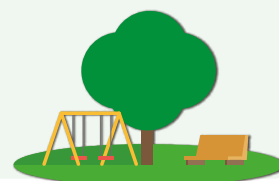
- 公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置
- 子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備
- 子育て中でも利用しやすい商業施設整備に向けた啓発



(4) 子どもを事故や犯罪等から守るために

【主な取り組み】

- 子どもが安全に遊べる公園等の整備
- 安全な通学路の確保
- 地域ぐるみで見守るセーフティネットづくり
- 子どもを取り巻く有害環境対策の充実



基本目標4 心身ともに健やかに思春期をおくり、次代の親として人間性を高めることができるまちづくり

(1) 生命の大切さを理解し、健やかに思春期をおくるために

【主な取り組み】

- 生命の大切さに関する教育の推進
- 学校における性教育等の充実
- 学校における健康教育の充実
- 思春期相談の充実
- 青少年の非行防止と有害環境の浄化

(2) 社会の一員として自立できる資質を養うために

- 子どもの豊かな人間関係づくりと自立促進に向けたキャリア教育の充実
- 情報教育の充実
- 社会生活を営む上で困難を有する青少年に対する支援

教育・保育等の量の見込み及び提供体制の確保

子ども・子育て支援法で定められた「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の方策を定めます。

(1) 教育・保育提供区域の設定

市全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

(2) 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

子ども・子育て支援法では、特定教育・保育施設利用のための認定及び保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります(同法第19条)。その際の認定の区分は下記のとおりです。

また、各認定区分ごとに教育・保育施設における必要な施設利用定員の確保を図ります。

■認定区分

区分	年齢	対象事業	主な対象者
1号認定	3～5 歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦(夫)家庭、 共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3～5 歳	保育所・認定こども園	共働き家庭
3号認定	0 歳、1・2 歳	保育所・認定こども園、 地域型保育	共働き家庭

■教育・保育施設の量(利用者数)の見込み及び確保の方策

認定区分		現状値 (平成31年度)		令和6年度			
				利用者数 の見込量	確保量		
		利用者数			施設別の利用定員	合計	
1号認定 (3～5歳児教育)		1号認定 (3～5歳児教育)	125人	130人	認定こども園	179人	179人
2号認定 (3～5歳児保育)		保育所・ 認定こども園	1,002人	850人	保育所	755人	1,048人
					認定こども園	277人	
					その他	16人	
3号 認定	(0歳児保育)	保育所・ 認定こども園	67人	180人	保育所	137人	188人
					認定こども園	51人	
	(1・2歳児保育)	保育所・ 認定こども園	589人	501人	保育所	428人	583人
					認定こども園	152人	
					その他	3人	

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域の実情に合わせたさまざまな子育て支援を行う事業です。ニーズに応じて体制を充実していきます。

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

事業	現状値 (平成30年度)	令和6年度	
		見込量	確保量
延長保育事業	600人/年	700人/年	700人/年
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ・学童クラブ)	412人※1	388人	437人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	5人日/年	24人日/年	24人日/年
地域子育て支援拠点事業	1,716人日/月	1,363人日/月	1,363人日/月
一時預かり事業 (幼稚園等の在園児を対象)	1,551人日/年	1,800人日/年	1,800人日/年
一時預かり事業 (保育所等での一時預かり)	1,305人日/年	971人日/年	971人日/年
病児保育事業	18人日/年	100人日/年	1,00人日/年
ファミリーサポートセンター事業 (小学生)	0人日/年	12人日/年	12人日/年
妊婦健康診査	3,993人回/年		3,175人回/年
乳児家庭全戸訪問事業	305人/年		252人/年
養育支援訪問事業	11人/年		10人/年

※1 令和元年5月1日現在

第2期島原市子ども・子育て支援事業計画（概要版） 令和2年3月

発 行 長崎県島原市
企画・編集 島原市福祉保健部こども課
〒855-8555 長崎県島原市上の町 537 番地
TEL (0957) 62-8003
FAX (0957) 62-8018